

令和2年5月26日

〒451-0045

名古屋市西区名駅2-27-8 名古屋プライムセントラルタワー18階

株式会社オー・ド・ヴィー・ウェディング 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号 KS千種ビル6階F

事務局長 野澤厚美

(TEL : 052-734-8107、FAX : 052-734-8108)

お問い合わせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人の令和2年2月18日付け申入書に対し、令和2年4月1日付けでご回答頂き、ありがとうございました。

上記ご回答を踏まえ、別紙のとおり、お問い合わせをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、令和2年6月26日までに上記連絡先宛書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

また、本お問い合わせの内容、申入れに対する貴社のご回答の有無、内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

敬具

お問い合わせ事項

第1 解約料に関する条項について

第8条 [お客様による解約]

1. お客様が本契約を解約される場合には、以下の基準に基づいた逸失利益に相当する解約料金を頂戴いたします。

...

(解約期日)	(解約料金)
①ご契約成立日～挙式日の180日前	申込金の全額、及び印刷物等の実費
②挙式日より179日目～120日目前	お見積もり額（サービス料を除く）の25%及び印刷物等の実費
③挙式日より119日目～90日目前	お見積もり額（サービス料を除く）の30%及び印刷物等の実費
④挙式日より89日目～60日目前	お見積もり額（サービス料を除く）の35%及び印刷物等の実費
⑤挙式日より59日目～30日目前	お見積もり額（サービス料を除く）の40%及び印刷物等の実費
⑥挙式日より29日目～15日目前	お見積もり額（サービス料を除く）の45%及び印刷物等の実費並びにその他外注品等の解約料の額
⑦挙式日より14日目～8日目前	お見積もり額（サービス料を除く）の50%及び印刷物等の実費並びにその他外注品等の解約料の額
⑧挙式日より7日目～2日目前	お見積もり額（サービス料を除く）の50%及び印刷物等の実費並びにその他外注品等の解約料の額
⑨挙式日の前日～当日	お見積もり額（サービス料を除く）の全額

貴社は、「貴法人が弊社の算定根拠等を把握または分析することなく、モデ

ル約款における解約料水準と数値が異なることだけをもって、直ちに「消費者契約法9条1号に反するものといえます」と断言されるのは、いささか乱暴な主張ではないかと困惑いたしております」として、申し入れには応じられない旨のご回答をされています。

そこで、本条項のうち、貴社がモデル約款の定めより解約料を高く定めている、契約成立日から挙式日の365日前、挙式日より364日前から60日前、挙式日より29日前から前日においてなされた解約に関する部分について、それぞれ解約料の算定根拠及びその裏付けとなる資料をお示してください。

第2 解約の意思表示の効力発生時期及び貴社の顧客に対する損害賠償に関する条項について

貴社から、解約の意思表示の効力発生時期及び貴社の顧客に対する損害賠償に関する条項について、修正をされる旨のご回答をいただきました。

つきましては、すでに条項の修正をされた場合には、新しい約款をご送付ください。未だ修正をされていない場合には、修正を予定されている日、修正内容をお知らせいただきますようお願い申し上げます。

以 上